**一般社団法人日本歯車工業会**

**入会金規程 及び 会費規程**

1. 一般社団法人日本歯車工業会定款第７条の規程により本細則を定める。
2. （入会金）
3. 正会員の入会金は１００，０００円とする。
4. 賛助会員（法人）の入会金は、非上場企業５０，０００円、上場企業１００，０００円とする。
5. 賛助会員（個人）の入会金は無料とする。
6. （正会員年会費の算定基準となる区分）

正会員の年会費は、以下の対象製品・事業における常勤役員及び従業員の人数を基準とし、その区分に応じて決定する。

1. 歯車単体
2. 歯車を組み込んだ各種変減速機 等
3. 歯車加工機械、歯車測定機、歯車用工具、歯車用ソフト 等歯車に関連する他製品

|  |  |
| --- | --- |
| 人数区分 | 金　　額 |
| 1人 ～ 10人　　　 | 130,000 | 円 |
| 11人 ～ 20人　　　 | 135,000 | 円 |
| 21人 ～ 30人　　　 | 160,000 | 円 |
| 31人 ～ 40人　　　 | 170,000 | 円 |
| 41人 ～ 50人　　　 | 190,000 | 円 |
| ※　　　　51人 ～ 75人 | 240,000 | 円 |
| 　　　　 76人 ～ 100人 | 296,000 | 円 |
| 101人 ～ 150人　　　 | 416,000 | 円 |
| 151人 ～ 200人　　　 | 535,000 | 円 |
| 201人 ～ 250人　　　 | 626,000 | 円 |
| 251人 ～ 300人　　　 | 740,000 | 円 |
| 301人 ～ 400人　　　 | 950,000 | 円 |
| 401人 ～ 500人　　　 | 1,161,000 | 円 |
| 501人 ～ 600人　　　 | 1,372,000 | 円 |
| 601人以上　　　 | 1,577,000 | 円 |
| ※令和４年５月改定にて新設 |  |  |

1. （正会員の年会費決定の基準となる常勤役員及び従業員の人数算出方法）

正会員の年会費決定の基準となる常勤役員及び従業員の人数算出方法は、以下の通りとする。

1. 前条に挙げる対象製品・事業を専業とする場合は、全常勤役員及び全従業員の合計人数を会費算定基準とする。
2. 前条に挙げる対象製品・事業を専業としない場合は、以下の計算方法をもって区分となる人数を算出する。

全常勤役員及び全従業員の人数　…　a

対象製品・事業における常勤役員及び従業員の人数　…　b

共通販管部門・関連部門における常勤役員及び従業員の人数　…　c

会費基準となる常勤役員及び従業員の人数の算出方法　…　b + c×(b÷a)

1. 従業員とは、直接雇用関係にあるパート社員、契約社員等を含み、直接雇用関係にない派遣社員は含まない。
2. （正会員年会費の見直しのための常勤役員及び従業員の人数調査）
3. 正会員の年会費算出の基準となる常勤役員及び従業員の人数は、毎年１２月３１日時点の人数をもって見直しとする。
4. 人数区分の見直しにあたり、毎年年度末までに当会より常勤役員及び従業員の人数調査を行い、翌年度の会費を決定する。
5. 正会員は、当会の定める期日までに常勤役員及び従業員の人数の申告を行う。
6. （賛助会員の年会費）
7. 賛助会員（法人）の年会費は、非上場企業１９０，０００円、上場企業は５００，０００円とする。
8. 賛助会員（個人）の年会費は、１０，０００円とする。
9. （会費の支払い）
10. 正会員及び賛助会員は、年度分の会費を当会が指定する期日までに納入する。
11. 年会費の納入方法は、正会員は一括もしくは半期毎の２分割とし、賛助会員は一括とする。
12. なお、納入期日が過ぎても会費を納入せず、督促後なお1年以上経っても納入がなされない場合は、会員資格を喪失する。
13. （年度途中からの入会した場合の年会費）

年度途中に理事会にて入会承認された正会員及び賛助会員は、理事会承認の翌月から年度末までの月数に応じ、月割りにて会費を計算し、その金額を当会が指定する期日までに一括納入する。

1. （会員資格の変更）

正会員から賛助会員への変更、または賛助会員から正会員への変更どちらの場合においても、会員資格の変更は年度途中で行うことはできない。但し、賛助会員（個人）は対象外とする。

1. （退会・資格喪失）

正会員 及び 賛助会員ともに、年度途中に退会・資格喪失した場合であっても既に納入済の会費その他拠出金品は返還しない。

付 則

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和３３年　６月制定昭和３９年　５月改定昭和４０年　５月改定昭和４３年　５月改定昭和４４年　５月改定昭和４６年　５月改定昭和５２年　５月改定昭和５３年　５月改定昭和５６年　５月改定昭和６３年　５月改定 | 平成１９年　９月改訂平成２０年　１月改訂平成２０年　４月改訂平成２８年　９月改訂平成２９年　９月改訂令和　４年　５月改訂令和　５年　５月改訂 |